

福岡市植物園エントランスガーデン等基本設計等業務委託概要

1. 目的

本業務は、動植物園再生事業の一環として、令和6年度より着手している植物園リニューアルのうち、エントランスガーデン等について市民や企業など様々な主体による活用や持続可能な管理を見据えた基本設計及び一部実施設計を行うものである。

2. 履行期間

契約締結の翌日（令和6年11月上旬を予定）から令和7年3月28日（金）まで

※基本設計及び鳥瞰図・イメージ図については令和6年12月末を目途に完了させること

※実施設計対象エリアについては、令和8年2月末の整備完了を予定している。

3. 検討等を行う対象、方針

各エリアの位置図は別紙のとおり。

（1）基本設計対象エリア

① 入口広場：面積 約3,600㎡

入口広場とは、現況の入口広場から壁泉周辺を除いた部分と花木園A・水生植物園の一部を合わせた空間を指す。植物園の象徴となるようなシンボリックな仕掛けを導入し、植物園に来たワクワク感を感じられる、入口にふさわしいエリアを目指す。

② エントランスガーデン：面積 約4,000㎡

エントランスガーデンとは、現況の水生植物園の一部と花木園Aの一部を合わせた空間を指す。バラ・宿根草を主体とした、一年中楽しめる立体的なガーデンとし、植物園の目玉となるような高質なエリアを目指す。

③ 水景施設等：面積 約2,000㎡

入口壁泉から始まり、上池（約90㎡）～水生植物園～芝生広場の下池（約235㎡）へとつながる、流れ（L=約98m）・池の全体と、水生植物園の一部、一人一花ガーデンラボ周辺を合わせた空間を指す。来園者が水辺の風景（水生植物園の植栽や、その他水辺の生き物等を含む）に親しめるエリアを目指す。

④ 芝生広場：面積 約4,500㎡

芝生広場とは、現況のボタニカルライフスクエア前の芝生広場から、園路を挟んで南側の広場までを合わせた空間を指す。イベント広場や休憩場所として、全体を活用できるエリアを目指す。

⑤ 共創の広場：面積 約6,600㎡

共創の広場とは、現況の花壇・バラ園エリアを令和6年10月～令和7年2月に整備を行った後の広場を指す。多様な使い方ができるエリアを目指す。

(2) 実施設計対象エリア

(1)のうち、①の一部(500㎡)、②、③および⑤の電気設備のみを実施設計の対象とする。

4. 業務内容

(1) 基本設計

① 与条件の細部検討

与条件や基本計画、各種設計条件の整理・確認及び各種設計基準の抽出と適用の確認を行う。また既存物(植物、構造物等)の状況やインフラ設備など、現地の詳細調査を行う。

② 諸施設の検討及び設定

「福岡市植物園一人一花運動拠点機能強化に向けた基本的な考え方」(参考4)の内容との整合性の確認を行うとともに空間構成・景観・意匠、造成、植栽、インフラ設備等の基本方針と整備水準・目標工事費・維持管理基本方針の検討と設定を行う。

③ 市民の意見聴取

市民や関係団体等を対象に座談会等を1回以上行い、市民の意見を聴取し、それを元に設計を行う。

④ コンセプトメイキング

ア) 植物園全体

イ) 基本設計対象エリア

それぞれのコンセプトについて検討・作成する。

※イ)についてはエリア毎に検討・作成すること。

※①入口広場のコンセプトメイキングには、植物園を象徴するカラーコンテンツ(5(1)エリア毎の条件を参照)の検討も含む。

⑤ 基本設計図の作成

実測平面図に基づいた各種の基本設計平面図を作成する。

※エリア毎の鳥観図またはイメージ図を含むこと。(各エリア1枚以上)

⑥ 概算工事費の算出

実勢単価に基づき、概算の工事費を算出する。

⑦ 基本設計説明書の作成

設計概要書を作成するとともに、上記検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

⑧ 照査

基礎情報や敷地分析の把握と設計計画、設計方法や設計手法の妥当性、成果品の内容の適正について各段階で照査を行い、照査報告書として提出する。

⑨ 打合せ協議

業務着手時・中間時・成果品納入時及び必要な場合に監督員と打合せ・協議を行う。着手時及び成果品納入時は監理技術者が出席する。尚、打合せ協議終了後は、記録簿を作成し監督員に確認する。

(2) 実施設計

① 与条件の細部検討

与条件や基本計画・基本設計及び上位関連計画の把握と整理、適用設計条件や設計基準、関連機関との調整内容の確認、現地細部確認調査（敷地境界、既存物の状況、インフラ設備等）を行う。

② 実施設計図の作成

与条件の確認及び調査に基づき、意匠性・安全性・機能性・施工性及び市場性に関する検討と設定を行う。また、維持管理及びライフサイクルコスト等に関する検討を行うとともに、目標工事費との調整を行う。

実施設計対象エリアの目標工事費は257,000千円（予定）とする。

③ 数量計算

図面及び工事仕様書に基づき、施工数量や材料の計算を行う。また必要に応じて実施設計に必要な応力や容量の計算、排水流量計算、照度分布図に基づく照度計算、緑被率の算出等を行う。

④ 撤去設計

撤去平面図等を作成するとともに、数量を算出する。

⑤ 概算工事費の算出

提供された単価、または見積書の徴収による単価に基づき概算の工事費を算出する。

⑥ 実施設計説明書の作成

設計概要書を作成するとともに、上記検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

⑦ 照査

基礎情報や敷地分析の把握と設計計画、設計方法や設計手法の妥当性、成果品の内容の適正について各段階で照査を行い照査報告書として提出する。

⑧ 打合せ協議

業務着手時・中間時・成果品納入時及び必要な場合に監督員と打合せ・協議を行う。着手時及び成果品納入時は監理技術者が出席する。尚、打合せ協議終了後は、記録簿を作成し監督員に確認する。

（３） 活用・管理手法の検討

① 活用促進の検討

一人一花運動の拠点施設として、市民や企業など様々な主体による活用イメージを検討するとともに、活用が活発に行われるような空間検討を行う。

② 持続可能な管理手法の検討

一人一花「まち・ひと・しごと」づくりプロジェクト（参考２）の一環として、福岡のガーデナーや市民を育てる拠点とするとともに、企業等のビジネスの場として機能することにより、高質な管理が持続的に可能となる手法を複数提案する。

5. 設計に際しての留意事項

(1) 全体条件

- ・一人一花運動の拠点施設として、従来の利用者層に加え、花・緑に興味がある層以外の新たな層も引き付けるようなコンセプトとすること。
- ・各エリアのコンセプトにつながりがあり、動線にストーリー性を感じられるような空間構成とすること。

(2) エリア毎の条件

① 入口広場

- ・植物園内へ来園者を引き込むため、ワクワク感を高めるシンボリックな空間とすること。
- ・植物園を象徴するカラーコンテンツを提案すること。

※カラーコンテンツとは：「福岡市植物園といえば〇〇」と言えるような、また、観光誌の表紙になるような仕掛けのこと。

② エントランスガーデン

- ・植物園の新たな目玉となるようなエリアを目指し計画すること。
- ・バラを主体として、バラ以外の草花（宿根草、低木等）等を組み合わせ、立体的かつ1年中楽しめるエリアとすること。
- ・現在のバラ園にあるバラの移植先となるエリアであるため、必ず以下のバラの種数・株数を全て満たすよう植栽計画を立てること。

	種類	株数
1)移植株 (接ぎ木株含む)	約100種	約200株
2)新植株	約200種	約400株

※1)のうち約8割がブッシュ系統、そのうち約6割がハイブリッド・ティースystem。

※新植する約200種400株は必ず、1)に含まれない新しい種類のバラとし、今般主流となっているシュラブ樹形やつるバラを積極的に取り入れること。

- ・当該エリアに関する業務については、必ず、過去10年間において、バラを主体としたガーデン設計とその後の年間を通した管理の実績のある技術者を配置すること。
- ・植栽計画だけでなく、管理計画も含めた提案とし、バラと宿根草の管理において実績のあるガーデナーおよび市民ボランティア等の参加を想定すること。

③ 水景施設等

- ・先行委託で作成された調査結果や検討結果を元に、「福岡市植物園一人一花運動拠点機能強化に向けた基本的な考え方」（参考4）に沿う形で再検討を行い、基本・実施設計を行うこと。
- ・より水辺の風景（水生植物園の植栽や、水辺の生き物等を含む）に親しみやすい形を検討すること。
- ・一人一花ガーデンラボは原則場所を変えず活かした設計とすること。

- ・水生植物園の植栽に対し、適切な水量が供給されるよう検討すること。
- ・水の循環が適切に行われるよう検討すること。
- ・流れの清掃性等、管理面にも留意すること。
- ④ 芝生広場
 - ・ボタニカルライフスクエア前の芝生広場から、園路を挟んで南側の広場までを一体的に活用できるよう検討すること。
- ⑤ 共創の広場
 - ・1年をとおして市民や企業など様々な主体に活用されるような、汎用性のある空間とすること。
 - ・現在のバラ園にあるガゼボ（市民団体より寄付されたもの）については、エントランスガーデンに移設すること。
 - ・基本設計に加えて、電気設備に関する実施設計も行うこと。

6. 業務に係る特記事項

- (1) 以下について十分把握したうえで業務に取り組むこと。
 - ① 福岡市の「一人一花運動」（参考1）と、その中で植物園が担う役割
 - ② 「福岡市植物園一人一花運動拠点機能強化に向けた基本的な考え方」（参考4）
- (2) 業務に取り組むにあたっては、以下について留意すること。
 - ① 綿密に現地調査を行うこと。
 - ② 関連法規を遵守の上、業務を行うこと。
 - ③ 関係機関（上下水道、ガス、電力等インフラ事業者を含む）との打ち合わせ・確認を含むこと。
 - ④ 庁内外の関係者等との協議等のための資料作成や説明を行うこと。
 - ⑤ 図面の作成にあたっては、構成・縮尺等について市の承認を得ること。
 - ⑥ 設計にあたっては、次の図書に基づき実施すること。
 - ・福岡市 新・緑の基本計画（平成21年5月）
 - ・福岡市都市緑化マニュアル
 - ・福岡市福祉のまちづくり条例（施設整備マニュアル）（改訂版2020）
 - ・福岡市公園設計指針（平成31年度版）
 - ・公園施設標準設計図集（平成30年4月改訂）
 - ・福岡市環境配慮指針（令和2年7月）
 - ・福岡市土木工事共通仕様書（令和6年4月）
 - ・福岡市測量業務共通仕様書（令和5年10月版）
 - ・福岡市設計業務等共通仕様書（令和5年10月版）

7 成果物

- (1) 報告書（電子データ一式、出力紙2部）
- (2) 各種図面（各種現況図、現状分析図及び各種計画図等。電子データ一式、出力紙2部）

- (3) その他、必要と認められるもの

8 その他留意事項

- (1) 委託業務の遂行にあたって、受託者は本市の意図及び目的を十分に理解した上で、各専門分野においても経験豊富かつ業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、正確・丁寧に業務を遂行すること。
- (2) 委託業務には、本市が庁内検討のために必要な資料作成等支援及び市民や企業等対外的な公表・説明に係る資料作成等支援を含む。
- (3) 受託者は、業務工程表、管理技術者届（協力会社分を含む）、業務従事者名簿（各専門分野の責任者を含む、協力会社分を含む）を、業務着手後速やかに市に提出すること。
- (4) 委託業務の遂行にあたって、受託者は関係法令等や契約書、本委託概要等を順守するとともに、監督員と常に密な連絡を取り、その指示に従うほか、段階ごとに報告を行うこと。
- (5) 委託業務の遂行にあたって、受託者が知り得た情報等については、本市の承諾なしに第三者に対して内容を漏らさないこと。また、業務の完了後も同様とする。
- (6) 委託業務の遂行にあたって、受託者は打合せ記録簿に協議内容を簡潔に記載し、監督員に提出すること。
- (7) 委託業務の遂行にあたって、必要な資料の収集等は受託者が行うものとし、本市は遂行上の協力を行う。また、受託者は本市から貸与を受けた資料は一覧表を作成し、委託業務終了後速やかに返却すること。
- (8) 委託業務における成果物及び本委託の履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権は福岡市に帰属する。受託者は、福岡市の許可なく成果物等を、公表または第三者に貸与してはならない。
- (9) 本委託概要等に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。
- (10) 受託者は、委託業務の完了後であっても、失策及び不備等が発見された場合、速やかに成果品の訂正を行うこと。なお、訂正に要する費用は受託者の負担とする。
- (11) 市が別に委託する関連業務の受託者と密に連絡・調整を行いながら業務を遂行すること。

【平面図】

- ・ 赤枠は現況のエリア分けを示す。
- ・ 塗色した①～④の箇所が今回検討対象となるエリアである。

★：基本設計、実施設計対象エリア

☆：基本設計のみ対象エリア

※ただし、⑤共創の広場は電気設備のみ実施設計を含む。

